

林業労働力確保法の改善措置計画について

島根県農林水産部林業課

ア 目的（労確法の目的）

「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う**雇用管理の改善**及び**事業の合理化**を促進するために必要な措置についての計画を知事が認定することにより、林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与する。

イ 認定のメリット

・ 林業事業体協業化等促進事業

1. 林業就業促進資金の貸付
2. 林業就業促進資金の償還免除（県単）
3. 高性能林業機械のレンタルリース
4. 林業労働者の委託募集（共同計画のみ）
5. 林業・木材産業改善資金の特例措置
6. 県営森林整備工事入札参加資格の要件
7. 緑の雇用事業実施

林業労働確保支援センターを通じてのメリット